

年金業務・組織再生会議の開催について

平成19年8月21日
内閣官房長官決裁
平成19年10月15日
一部改正

1 趣旨

日本年金機構法（平成19年法律第109号）においては、政府は、日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとされている。この学識経験者からの意見聴取を行うため、年金業務・組織再生会議（以下、「会議」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) 会議は、別紙の学識経験者により構成し、国・地方行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 座長は、委員の互選とする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、内閣官房において処理する。